

業者名	登録部門	所在地	指名停止等の区分	指名停止等の期間	措置要件	指名停止等の理由
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 12月	令和7年12月22日から令和8年12月21日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「草津小学校トイレ等改修工事（建築）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年2月12日から令和10年2月11日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「改良住宅分離適合工事（R06－宮前団地他）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年3月23日から令和10年3月22日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「笠縫東まちづくりセンター改築工事（建築）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで、ならびに令和8年2月12日から令和10年2月11日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。

株式会社巴建設	建設工事	草津市南 笠東二丁 目7番3 5号	指名停止 24月	令和8年3月23日か ら令和10年3月22 日まで	「草津市建設工 事等の指名停止 等に関する基準」別表第1第 2項第1号	草津市が発注した「改良住宅分離適合他工事（令和7年度－宮前団地他）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで、ならびに令和8年2月12日から令和10年2月11日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社 NPO 総合設計	コンサル タント業 務等	滋賀県近 江八幡市 鷹飼町 456番地 3	指名停止 12月	令和8年5月21日か ら令和9年4月20日 まで	「草津市建設工 事等の指名停止 等に関する基準」別表第1第 2項第1号 別表第1第6項 第4号	草津市が発注した「高穂中学校屋根・外壁他改修工事実施設計業務」について、履行した業務の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務を完了することができず履行遅滞となった。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第6項第4号の措置要件に該当する。 なお、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第1項の規定により、有資格業者が1の事案により別表第1および別表第2の各項に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。